

消費税率の引き上げに伴う受講料等の改定について

2019年10月より消費税率8%から10%に引き上げの予想されることから、消費税率引き上げに伴う、10月以降開催の支部主催講習会等の受講料の改定を予定しております。

改定に際しては、消費税率改定に伴い発生する端数処理について、事務処理効率等考慮した改定といたしますのでご了承ください。

合わせて、会員事業所のサービス向上の観点から、非会員事業所の受講料の見直しを行います。

具体的な受講料につきましては、講習会案内にてご確認ください。

なお、消費税率が据え置きになった場合は、会員事業所の受講料は現行のままとなりますことご承知おきください。

2019年8月2日

公益社団法人

神奈川労務安全衛生協会 横浜南支部